

射水市少子化対策推進委員会設置要綱（新旧対照表）

現行	改正後（案）
<p>(設置) 第1条 (略) (略)</p> <p>(所掌事項) 第2条 <u>委員会の所掌事項は次のとおりとする。</u> (1) (略) (2) <u>地域、企業及び市民からの少子化対策に関する提案及び意見について検討すること。</u> (3) (略) (4) (略) (5) <u>子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</u> (6) (略)</p> <p>(組織) 第3条 (略) 2 (略)</p> <p><u>(委員長及び副委員長)</u> 第4条 <u>委員会に委員長及び副委員長を置く。</u> 2 <u>委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。</u> 3 <u>委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</u> 4 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第5条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。</u> 2 <u>補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。</u></p> <p>(会議) 第6条 <u>委員会は、委員長が招集し、その議長となる。</u> 2 <u>委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。</u></p>	<p>(設置) 第1条 (略) (略)</p> <p>(所掌事項) 第2条 <u>委員会は、次の事項について協議する。</u> (1) (略) (2) <u>地域、企業及び市民からの少子化対策に関する提案及び意見に関すること。</u> (3) (略) (4) (略) (5) <u>子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。</u> (6) (略)</p> <p>(組織) 第3条 (略) 2 (略)</p> <p><u>(委員)</u> 第4条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>委員の再任は、妨げない。</u> 3 <u>(削除)</u> 4 <u>(削除)</u></p> <p><u>(委員長及び副委員長)</u> 第5条 <u>委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。</u> 2 <u>委員長は、会議を進行する。</u> 3 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議) 第6条 <u>委員会は、市長が招集する。</u> 2 <u>市長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴</u></p>

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長
の決すところによる。

4 委員長は、必要があるときは関係者の出席を求めて意見を聴き、又は説明若
しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

7 (略)

8 (略)

(少子化対策調査研究ワーク会議)

第8条 委員会に付すべき事項の調査、研究及び協議その他少子化対策に関する
活動を行うため、少子化対策調査研究ワーク会議（以下「ワーク会議」という。）
を設置する。

2 (略)

(庶務)

第9条 (略)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委
員長が委員会に諮って定める。

き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

3 (削除)

4 (削除)

(部会)

第7条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 部会長は、会議を進行する。

7 (略)

8 (略)

(少子化対策 (削除) 調査研究ワーク会議)

第8条 委員会に付すべき事項の (削除) 調査、研究及び協議その他少子化対策
に関する活動を行うため、少子化対策 (削除) 調査研究ワーク会議（以下「ワ
ーク会議」という。）を設置する。

2 (略)

(庶務)

第9条 (略)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市
長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。